

【ドイツ】「患者の指示(リビング・ウィル)」法の制定

海外立法情報課・山口 和人

* 2009年7月31日、自己が同意能力を喪失した場合に備え、特定の医療行為を受け入れるか否かについて患者があらかじめ行った指示(リビング・ウィル)に法的拘束力を認めることなどを内容とする民法及び家事事件・非訟事件手続法の改正法(「世話法の第3次改正法」、通称「患者の指示法」)が公布された。2009年9月1日に施行される。

「患者の指示」の法的拘束力については、従来明文の規定がなかったが、連邦通常裁判所が2003年3月17日の決定で、同意能力を失った患者があらかじめ表明していた意思に拘束力を認めるとともに、立法措置の必要性を指摘して以来、立法化に向けた努力が重ねられてきた。今回の法改正は、その成果であり、「患者の指示」の拘束力とその要件を法律に規定することによって、すべての関係人のために法的安定性を付与することを目的とする。連邦議会においては、党派を超えた議員グループから、内容の異なる3つの法案が提出されたが、結局、ヨアヒム・シュテュンカー議員(社会民主党・SPD)ほか提出した法案に法務委員会の修正を加えた案が、多数の支持を得て、改正法の内容となった。以下、この法律の主要部分を紹介する。

1. 民法典の改正

(1) 患者の指示(第1901a条・新設)

同意能力のある成年者が、自己が同意無能力の状態になった場合に備えて、特定の検査、治療行為又は施術(以下「医療措置」と略)を受けることを承認するか、拒絶するかをあらかじめ書面によって意思表示した場合(患者の指示)に、世話人(我が国の成年後見人に相当)は、当該意思表示が実際の生命及び治療の状況にあてはまるか否かを審査し、あてはまる場合には患者の指示を実現しなければならないこと、患者の指示はいつでも無方式で撤回することができることが規定された。(第1項)

患者の指示が存在しないか、又は患者の指示が実際の状況にあてはまらない場合には、世話人は、被世話人の治療の希望又は推定的意思を確定し、これに基づいて第1項の規定による医療措置に同意するか、これを拒絶するかを決定しなければならないこと、患者の推定的意思は、具体的な根拠に基づいて確定しなければならず、特に被世話人の過去における口頭又は書面による発言、倫理的又は宗教的信念及びその他の個人的価値観を考慮に入れなければならないことが規定された。(第2項)

(2) 患者の意思確認のための協議(第1901b条・新設)

治療を行う医師は、患者の全体状況及び診断に照らして、どのような医療措置が適切か検討し、医師及び世話人は、第1901a条の規定により下すべき決定の基礎としての患者の意思を考慮して、当該措置について協議を行うことが規定された。(第1項)

患者の意思又は推定的意思等の確定に際して、著しい遅滞をもたらすことなく可能

な場合には、被世話人の近親者その他の信頼できる者に意見を述べる機会を与えなければならないと規定された。(第2項)

(3) 医療措置の世話裁判所による承認(第1904条・改正)

医療措置に対する世話人の同意は、被世話人が当該措置により死亡し又は重大かつより長期にわたり継続する健康上の損害を被るという根拠のある危険が存在する場合には、世話裁判所(従来の後見裁判所を改称)の承認を必要とすること、ただし、遅延すれば危険が生じる場合に限り、当該措置を裁判所の承認なく行うことができることが規定された。(第1項)

医療措置に対する世話人の不同意は、当該措置が医学的に適切であり、被世話人が当該措置を行わないこと又は中止することにより死亡し又は重大かつより長期にわたり継続する健康上の損害を被るという根拠のある危険が存在する場合には、世話裁判所の承認を必要とすることが規定された。(第2項)

その他、同意、不同意又は同意の撤回が被世話人の意思に合致する場合には、(裁判所は、)第1項及び第2項の規定による承認を与えなければならないこと(第3項)、世話人と治療を行う医師との間で、同意、不同意又は同意の撤回が第1901a条の規定により確定された被世話人の意思に合致することについて意見の一致がある場合には、第1項及び第2項の規定による裁判所の承認を要しないこと(第4項)、第1項から第4項までの規定は、代理人についても適用すること(第5項)が規定された。

2. 家事事件・非訟事件手続法の改正

(1) 裁判所による承認の効力発生時期

民法第1904条の規定による承認を対象とする決定は、世話人又は代理人及び手続保佐人に対する告知の2週間後に効力を発生すると規定された。(第287条第3項)

(2) 民法第1904条の場合における手続(第298条・改正)

裁判所は、あらかじめ当事者から聴取を行った場合に限り、医療措置に対する世話人又は代理人の同意(民法第1904条第1項)を承認することが許されること、裁判所は、その他の関係人の聴取を行うことを要し、著しい遅滞をもたらすことなく可能な場合には、当事者の要望により、近しい者の聴取を行うことが規定された。(第1項)

その他、裁判所は、医療措置に対する世話人又は代理人の不同意(民法第1904条第2項)の承認に先立って、その他の関係人の聴取を行うことを要すること(第2項)、手続の対象が当該不同意に対する承認である場合には、常に手続保佐人の選任を必要とすること(第3項)、承認に先立ち、鑑定人による鑑定を求めなければならないこと(第4項)が規定された。

参考文献

- Deutscher Bundestag, Drucksache, 16/397, 16/8442, 16/11360, 16/11493, 16/13314.
- Bundesgesetzblatt Jg. 2009 Teil I S. 2286.
- 渡邊斉志【ドイツ】短信「尊厳死法制化に関する最近の動向」『外国の立法』227号(2006年2月)